

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

岩手県人事委員会規則第17号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条の6 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 勤務時間等条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第3号に規定する要介護者を介護する職員 (子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子（勤務時間等条例第3条第4項第1号及び給与等条例第26条の7第1項第1号において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う場所</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う施設</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事業として人事委員会が別に定めるものを行う施設又は場所</p> <p>4 給与等条例第26条の7第1項第3号の人事委員会規則で定める者は、第4条の6第2項に定める者とする。</p> <p>5 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号の人事委員会規則で定める期間は</p>	<p>第4条の6 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 勤務時間等条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第2号に規定する要介護者を介護する職員 (子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定める者は、第4条の6第2項に定める者とする。</p> <p>4 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定める期間は</p>

、2週間以上の期間とする。

6 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第4号及び給与等条例第26条の7第1項第4号の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1)・(2) [略]

第7条の6 勤務時間等条例第9条の2の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 子育てを行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア 当該請求に係る子が死亡した場合

イ～エ [略]

オ ア、イ又はエに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の2の2第1項第1号若しくは第2号又は給与等条例第26条の7第1項第1号若しくは第2号に規定する職員に該当しなくなった場合

(2) 介護を行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア 当該請求に係る要介護者（勤務時間等条例第9条の2の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）が死亡した場合

イ [略]

(3)・(4) [略]

2～4 [略]

第7条の12 [略]

2 時間外勤務制限開始日から起算して勤務時間等条例第9条の3第2項若しくは第3項又は給与等条例第26条の8第2項若しくは第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) [略]

(2) 勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求に係る子が3歳に達した場合

、2週間以上の期間とする。

5 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1)・(2) [略]

第7条の6 勤務時間等条例第9条の2の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 子育てを行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア 当該請求に係る子（勤務時間等条例第3条第4項第1号及び給与等条例第26条の7第1項第1号において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）が死亡した場合

イ～エ [略]

オ ア、イ又はエに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の2の2第1項第1号又は給与等条例第26条の7第1項第1号に規定する職員に該当しなくなった場合

(2) 介護を行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア 当該請求に係る要介護者（勤務時間等条例第9条の2の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）が死亡した場合

イ [略]

(3)・(4) [略]

2～4 [略]

第7条の12 [略]

2 時間外勤務制限開始日から起算して勤務時間等条例第9条の3第2項若しくは第3項又は給与等条例第26条の8第2項若しくは第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) [略]

(2) 勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

<p>(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 職員が、その養育する22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する子」という。）、配偶者、父母、配偶者の父母その他人事委員会が定める者（以下この号において「子等」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話又は養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（養育する子が2人以上の場合にあつては、<u>10日</u>）の範囲内の期間</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) 職員の保護する<u>小学校就学の始期に達するまでの者が</u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法（<u>昭和33年法律第56号</u>）第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他人事委員会が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(18)～(27) [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 職員が、その養育する22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する子」という。）、配偶者、父母、配偶者の父母その他人事委員会が定める者（以下この号において「子等」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話、<u>養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴う養育する子の世話を行うこと又は養育する子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をすることをいう。</u>）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（養育する子が2人の場合にあつては<u>10日</u>、<u>3人以上の場合にあつては12日</u>）の範囲内の期間</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) 職員の保護する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が</u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他人事委員会が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(18)～(27) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。